

高知県教育委員会 会議録

平成28年1月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年1月19日(火) 13:30

閉会 平成28年1月19日(火) 14:30

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児
欠席委員	委員	久松 朋水

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	田所 実
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課長	笹岡 浩
〃	教職員・福利課企画監	戸田 京子
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	渡邊 浩人
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	人権教育課長	大西 雅人
〃	スポーツ健康教育課	葛目 憲昭
〃	教育センター所長	下司真由美
〃	教育政策課課長補佐	橋本 卓夫
〃	教育政策課教育企画担当f-7	津野 哲生(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 1月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 付議第2号及び第3号並びに専決処理報告第1号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第2号及び第3号並びに専決処理報告第1号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員	別表にあるものが、実際に個人情報のやり取りをする中身だと思うが、知事部局が支援をしたり給付金を出したりしようとした時に、教育委員会でやっている支援等と重複してはいけないということが何かあるのか。それを確認するために知事部局が個人情報の番号を照会してきて、それに対して、教育委員会が持っている情報を返すというという理解でよいか。
事務局	一番わかりやすいのか別表の(2)生活保護法による保護の決定等の事務である。教育委員会では特別支援学校で就学のための経費を給付している場合があり、生活保護法にも同じような給付がある。しかし、特別支援学校で給付した場合は、生活保護法の方では給付しないということに現在もなっている。このような重複支給を無くすために情報のやり取りが必要になる場合が今後想定されるため、この規則を定めるということである。
委員	今やっていることと何がどう変わるのか。
事務局	マイナンバーを使ってのやり取りが可能になるということである。現在も特別支援学校から生活保護の事務をしている所へ通知をしている。大きく制度が変わるということではなく、マイナンバー法の施行によって、このようなことも条例や規則に定める必要があるということである。
教育長	マイナンバーを使うということが変わる点である。
委員	今までは住所と名前だけで情報を共有していたということか。
事務局	市町村から学校へ問い合わせの文書等が来る。生活保護を受けている家庭の子どもが特別支援学校に就学している場合にそのような事務が発生する。
委員長	特定の人か受給しているかどうかの確認だけか。
事務局	特別支援学校に就学している子どもに経費が支給されているかどうかの確認である。

委員長 事務局 委員長 事務局	書類のやり取りではなく、マイナンバーでやり取りができるということか。 今後はそういうことが想定されるということである。 特別支援学校では、就学奨励費を受給する者からマイナンバーの情報を提出させることになるのか。
委員長 事務局	決まっていることではない。就学奨励費の支給を受けるためには所得証明書が必要であり、それを取得するためにマイナンバーが必要になるということはある。学校の事務としてマイナンバーが必要かどうかは、これから整備されていくだろう。
委員長 事務局	マイナンバーの教育委員会事務局での担当は、特定の課ではなく関係の課がするのか。 特別支援学校の就学奨励費については特別支援教育課である。これから、事務の中でマイナンバーを取るかどうかは、県庁全体での検討が必要である。主管課という意味では教育政策課ということになるが、それぞれの事務は各課が行っているの、各課と調整しながら、マイナンバー法への対応をしていくという状況である。
委員長 事務局	特定の部署でなく各課で事務をするということは、守秘義務の厳格化が要求される。 現在も、県には個人情報扱う事務についての条例もあり、守秘義務もちろんあるので、個人情報を扱う場合は慎重な取り扱いをしている。マイナンバーが付番されることにより特定個人情報の取り扱いについてはさらに厳格になるということである。
委員長 事務局	マイナンバーを勝手に使った場合、罰則規定はあるか。 地行法に守秘義務があるので、守秘義務違反になる。個人情報保護条例に収集した個人情報を目的外で利用した場合の罰則がある。
委員長 教育長 事務局	マイナンバーで事務がスムーズにいくようになるか。 それが制度の目的でもある。 今回は県の中での情報のやり取りについてだが、法律では国と地方公共団体との情報のやり取りや、異なる地方公共団体同士の情報のやり取りについて規定されている。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成28年秋の叙勲候補者（教育功労）推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第3号 平成28年秋の叙勲候補者（保健功労）推薦議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【専決処理報告第1号 平成27年度高知県児童生徒表彰（後期）受賞者の追加等の決定議案専決処理報告（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

（5）議決事項

付議第1号から第3号	原案どおり議決
専決処理報告第1号	承認